



もうひとつの年金 iDeCo の改正

令和4年5月より、もうひとつの年金といわれる「iDeCo（個人型確定拠出年金）」の仕組みが変わります。今回のミニトークでは、「令和4年度のiDeCoの主な変更点（確定拠出年金法の改正）」について取り上げます。

まずはiDeCoについて説明します。少子高齢化および金利低下の影響により、充実した老後を送るためには、公的年金制度に加え自分でも備えが必要になってきています。そこで公的年金以外の将来への備えとして、もうひとつの年金iDeCoが注目されています。

iDeCoは、自分が拠出した掛金を、自分で運用し、資産を形成する年金制度です。原則60歳（加入年齢によっては60歳以降）まで資産の引出しができないという条件はありますが、以下の税制メリットがあることから加入者は増加しています。（令和4年1月末時点の加入者は230万人と3年前の1.9倍。）

【税制メリット】

1. 年間の掛金全額が「所得控除」となり、所得税・住民税の軽減効果が見込める
2. 資産の運用益は、非課税で再投資される※
3. 将来の受給時、一時金で受給なら「退職金扱いの税制」、分割で受給なら「公的年金扱いの税制」が適用される

※運用によって、元本を下回る可能性もあります。

次に令和4年度iDeCoの主な変更点について説明します。令和4年4月までは、毎月のiDeCoの掛金は、60歳直前までしか行えませんでした。今回の法改正により65歳まで行えるようになりました。対象者は「条件①②のどちらかに該当する方※」です。

【条件①】60歳以降も、会社員など厚生年金被保険者（2号）の状態である方

【条件②】60歳以降も、期間充足等の理由で国民年金（1号・3号）の任意加入の状態である方

※「既にiDeCoを受給されている方」は、iDeCoの再加入はできません。



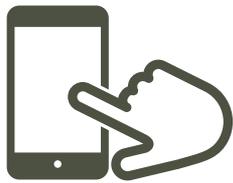
iDeCoの税制メリットを活用しながら、将来の老後生活に備えることを検討してみたいかかでしょうか。



※制度の詳細は、国民年金基金連合会の
「iDeCo 公式サイト」をご覧ください。



（iDeCoについてご興味のある方は、お取引店舗までご相談ください。）



ぎふしん アプリバンキング

ぎふしんアプリバンキングならいつでもどこでもスマホで口座の

●残高照会 ●入出金明細照会が出来ます!

ネットバンキング、アプリつみたて、つみたてNISA口座開設、ローンのお申込みのほか、通帳・キャッシュカードの紛失届、住所変更のお手続きができます。

※キャッシュカードがお手元に届いてから口座登録を行ってください。

アプリバンキング
詳しくはこちら



照会画面イメージ

当金庫の普通預金口座をお持ちでない方へ

スマートフォン口座開設サービス

- 専用アプリをインストールしてお申込みできます。

※18歳以上で運転免許証をお持ちのお客さまが対象です。

口座開設アプリは
こちら



メールオーダーサービス

- 郵送による口座開設も可能です。

申込書のご請求は
こちら



詳細は… お近くのぎふしんの窓口またはダイレクトバンキングセンタームーミン支店までお問合せください。